

議会からの報告

9月議会において、知立市議会傍聴規則の一部を改正する議案を可決した。今年6月、蒲郡市議会において小学生の傍聴が認められなかった件に端を発し、各市議会では傍聴人の制限等について議論が交わされてきた。知立市議会では子ども議会の開催をはじめ、中学生や高校生からの市政に対する意見を今までも真摯に受け止めてきた。また今までに傍聴を希望する小中学生がなかったこともあり、今回のような場面に対応することもなくきた。しかし今回の改正により、年齢等の制限はなくなり、傍聴人の守るべき事項も明確になった。「開かれた議会」をめざしてきている知立市議会としてさらに多くの人に傍聴を、と願うものである。



市議会を見てみよう!

議会で 開会は午前10時からです

日	月	火	水	木	金	土
11/26	27 議会運営委員会	28	29	30	12/1	2
3	4 本会議 (開会・提案説明)	5	6 本会議 (一般質問)	7 本会議 (一般質問)	8 本会議 (一般質問)	9
10	11	12 本会議(質疑)、 予算・決算委員会	13	14 市民福祉委員会、 予算・決算分科会	15 建設水道委員会、 予算・決算分科会	16
17	18 企画文教委員会、 予算・決算分科会	19 予算・決算委員会 分科会予備日	20	21 予算・決算委員会 議会運営委員会	22 本会議 (閉会)	23

テレビで 12月定例会の一般質問が放送されます

12月12日 (12月6日の質問) 12月定例会の議会
放送より放送チャ
12月14日 (12月7日の質問) ンネルが地上デジ
12月19日 (12月8日の質問) タル
11chへ移行します。

ネットで

知立市議会 検索

編集

後記



知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」

市議会だより「こんにちは 知立市議会です」の発行も91号となりました。市民に開かれた議会を目指して、よりわかりやすい、読んでいただける市議会だよりをとの思いで、毎号、委員会では、活発な意見を交わしながら編集に取り組んでいます。しかし市民の皆様は、誌面をとおして議会への理解を深めてもらっているのか、不安を感じる時、「読んでよ、写真は、もう少しこうしてほしい」などの声を聴くと、思わず顔がほころび、力が湧いてきます。どこまでも市民目線で、真摯に、誠実に、着実に、着飾れない中身ではありますが、これからも議員としての自覚と責任のもと、編集作業に全力を挙げていきたいと思ひます。これからも、議会だよりへのご意見やご要望をよろしくお願ひします。

第23回 議会報告会

～市民との意見交換会～

是非ご参加下さい

日時

平成29年11月4日(土)
午後1時30分

会場

中央公民館 1F大会議室
主催：知立市議会

議会豆辞典

一般質問

議員が、その属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況及び将来に対する方針等について所信を資しあるいは報告、説明を求め又は疑問を資することをいう。質問は、議案とは関係なく、当該団体の行政全般について認められたもので、付議された事件に関し疑義を資す「質疑」とは本質的に異なる。また、一般質問する場合は、原則として通告する必要がある(会規則62Ⅱ)。通告制を採用する理由は、多数の議員が自由に質問を求めると、執行機関の方で十分な準備ができず議員にとっても不満足な答弁しかできないという問題が生じ、充実した能率的な議会運営ができなくなるからである。

(出典 地方議会運営事典より)

市議会だよりについて
ご意見、ご要望を
お聞かせください

発行

知立市議会

編集

市議会だより編集委員会 知立市広見三丁目1番地

TEL(0566)95-0137 FAX(0566)83-5565

E-mail : gikai@city.chiryu.lg.jp ~表紙の写真も募集しています~